

グループ事務局 御中

平成27年度地域型住宅グリーン化事業
配分額変更の結果の送付

地域型住宅グリーン化事業評価事務局からの進捗状況の報告に基づき再配分を行った結果、別添のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

<送付物>

- ・平成27年度地域型住宅グリーン化事業の配分額の変更について（通知）
1部

以上

国土交通省 住宅局 住宅生産課
木造住宅振興室

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL : 03-5253-8111 (代表)

FAX : 03-5253-1629

国住木第 46-527 号
平成 27 年 10 月 30 日

「よすが」を創る会 木目沢 善喜 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長



平成 27 年度地域型住宅グリーン化事業の配分額の変更について (第 1 回)

地域型住宅グリーン化事業評価事務局より各グループの進捗状況の報告を受け、貴殿が代表を務めるグループの配分額を下記のとおり変更することが決定いたしましたので、通知いたします。今回の追加配分により事業の対象となる住宅は、本通知発出日 (平成 27 年 10 月 30 日) 以降に着工が可能となります。

記

1. 実施枠

【変更後の配分額】

(1) 長寿命型

- ① 補助金の活用実績のない施工事業者による実施枠
420 万円 (うち地域材加算の適用可能額の上限 20 万円)
- ② 施工事業者に制限を設けない実施枠
1,480 万円 (うち地域材加算の適用可能額の上限 80 万円)

(2) 高度省エネ型

- ① 認定低炭素住宅
110 万円 (うち地域材加算の適用可能額の上限 10 万円)
- ② ゼロ・エネルギー住宅
515 万円 (うち地域材加算の適用可能額の上限 20 万円)

(3) 優良建築物型

0 万円 (1 m²当たり 1 万円の配分とする。)

<参考（採択当初の配分額）>

(1) 長寿命型

- ① 補助金の活用実績のない施工事業者による実施枠
420万円（うち地域材加算の適用可能額の上限20万円）
- ② 施工事業者に制限を設けない実施枠
1380万円（うち地域材加算の適用可能額の上限80万円）

(2) 高度省エネ型

- ① 認定低炭素住宅
110万円（うち地域材加算の適用可能額の上限10万円）
- ② ゼロ・エネルギー住宅
515万円（うち地域材加算の適用可能額の上限20万円）

(3) 優良建築物型

0万円（1㎡当たり1万円の配分とする）

※ (1) 長寿命型及び(2) ①認定低炭素住宅の実施枠に当たっては、配分額の範囲内で1戸当たり50万円～120万円の範囲で10万円単位に選択可能です。ただし、1戸当たり100万円を超える場合、以下の要件を満たす必要があります。

- ・100万円を超える額の合計額が地域材加算の適用可能額の上限の範囲内であること。
- ・地域材を主要構造材の過半に使用していること。

※ (2) ②ゼロ・エネルギー住宅の実施枠に当たっては、配分額の範囲内で1戸当たり165万円～185万円の範囲で10万円単位に選択可能です。

ただし、1戸当たり165万円を超える場合、以下の要件を満たす必要があります。

- ・165万円を超える額の合計額が地域材加算の適用可能額の上限の範囲内であること。
- ・地域材を主要構造材の過半に使用していること。

2. 附帯条件及び留意事項

- ・(1) 長寿命型、(2) ①認定低炭素住宅、(3) 優良建築物型については別紙1に記載。
- ・(2) ②ゼロ・エネルギー住宅については別紙2に記載。

3. 交付申請書等の入手先・提出先・問合せ先

交付申請等の手続き方法及びお問い合わせについては、以下の支援室ホームページに掲載する手続きマニュアルに基づき、必要な書類を支援室にご提出ください。

- (1) 長寿命型（長期優良住宅）及び優良建築物型

地域型住宅グリーン化事業（長寿命型等実施支援室）

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂一丁目15番地
神楽坂1丁目ビル6階

TEL：03-5229-7561

受付：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

9：30～12：00 13：00～17：00

URL：http://www.chiiki-grn-chojyu.jp

(2) 高度省エネ型（認定低炭素住宅、ゼロ・エネルギー住宅）

地域型住宅グリーン化事業（高度省エネ型実施支援室（ゼロエネ審査室））

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂2-16-1 軽子坂田中ビル4F

TEL：03-5579-8250

e-mail：zero@kkj.or.jp

受付：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

9：30～12：00 13：00～17：00

URL：http://kkj.or.jp/chiiki-grn-koudo

4. 配分変更に関する問合せ先

地域型住宅グリーン化事業評価事務局（平成27年度）

〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-19 アドレスビル5階

TEL：03-3560-2886

受付：平日（祝日、年末年始を除く）9：30～17：00

（※12：00～12：45を除く）

URL：http://chiiki-grn.jp/

(別紙1)

1. 長寿命型及び認定低炭素住宅の附帯条件

- ① 今回の配分額の変更により追加で事業の対象となる住宅、及び追加配分により事業の対象となる住宅は、本通知発出日（平成27年10月30日）以降に着工が可能となります。
- ② 平成27年度中に着手（請負住宅においては工事請負契約の締結、建売住宅においては根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）に至らない住宅は、補助対象となりません。
- ③ 適用申請書に記載された内容を評価して採択されましたので、記載内容に即して確実に実施して下さい。
- ④ 実績報告時の検査等において、補助対象条件を満たしていないことが判明した場合、補助金は交付されません。また、補助金交付後において、条件を満たしていないことが判明した場合、補助金は返還していただきます。
- ⑤ 採択を受けたグループについては、平成27年度中に今後5年程度を視野に入れたグループの中期的活動方針を作成していただきます。
- ⑥ 補助期間終了後、本事業の取り組みに関する調査・評価のために、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。
- ⑦ 事業の進捗状況により、既配分額の調整を再度行います。
- ⑧ その他の条件については、地域型住宅グリーン化事業グループ募集要領及び地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請手続きマニュアルによります。

2. 留意事項

- ① 本通知の内容につきましては、貴グループのすべての構成員に必ずご周知ください。
- ② 交付申請及び実績報告の受付期間は、地域型住宅グリーン化事業実施支援室（以下、「支援室」という）のホームページに掲載する、地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請手続きマニュアル（以下、「手続きマニュアル」という）をご確認ください。

(別紙2)

1. ゼロ・エネルギー住宅の附帯条件

- ① 原則として、適用申請書に記載した「当該住宅における太陽光発電システムを除いたエネルギー削減率(R₀値)」を下回らないこと。また、事業主基準にて提案された場合でも現行の住宅の省エネ基準(平成25年基準)の外皮性能及び一次エネルギー基準を満たすこと。
- ② 交付決定日より前に着工した住宅は、補助対象となりません。
- ③ 平成27年度中に着手(請負住宅においては工事請負契約の締結、建売住宅においては根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手)に至らない住宅は、補助対象となりません。
- ④ 適用申請書に記載された内容を評価して採択されましたので、記載内容に即して確実に実施して下さい。
- ⑤ 実績報告時の検査等において、補助対象条件を満たしていないことが判明した場合、補助金は交付されません。また、補助金交付後において、条件を満たしていないことが判明した場合、補助金は返還していただきます。
- ⑥ 採択を受けたグループについては、平成27年度中に今後5年程度を視野に入れたグループの中期的活動方針を作成していただきます。
- ⑦ 補助期間終了後、本事業の取り組みに関する調査・評価のために、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。
- ⑧ 本事業により建設する住宅の施主または購入者に対して、エネルギー削減率を書面にて明示し、入居後の1年間のエネルギー消費に関する報告とその内容がわかるものの提出に協力してください。なお適用申請書の内容から著しく変更する等により、所定の省エネルギー効果が得られていないと判断される場合には、必要に応じ国土交通省が改善を求めることに留意してください。
- ⑨ 事業の進捗状況により、既配分額の調整を行います。
- ⑩ その他の条件については、地域型住宅グリーン化事業グループ募集要領及び地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請手続きマニュアルによります。

2. 留意事項

- ① この採択通知の内容につきましては、貴グループのすべての構成員に必ずご周知ください。
 - ③ 採択されたグループの適用申請書については、「地域型住宅グリーン化事業グループ募集要領」記載のとおり、提出された様式1から様式3を評価事務局ホームページで公開しています。この公開は、消費者のグループへの信頼性向上、グループ間相互の情報交流による各グループの一層の取り組み強化、今後採択を目指すグループへの参考等に資することを目的としています。
- ③ 交付申請及び実績報告の受付期間は、地域型住宅グリーン化事業実施支

援室（以下、「支援室」という）のホームページに掲載する、地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請手続きマニュアル（以下、「手続きマニュアル」という）をご確認ください。

- ④ 補助金の交付対象は、募集要領で定めるものであることを確認のうえ、交付申請時に明示すること。なお補助対象外の項目が含まれる場合には、交付申請の審査において、補助金の申請額の変更を求められることがあることに留意すること。
- ⑤ ゼロ・エネルギー住宅とするための掛り増し費用として申請する場合は、事務事業者が手続きマニュアルに定める補助対象額の算定方法に従うこと。また、掛り増し費用の1/2に相当する額を補助金として申請する場合は、手続きマニュアルの「表1・補助となる建築工事費」のみが補助対象となることに留意すること。